

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

山口県美祢市長

## 公表日

令和8年5月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づく母子保健事業、母子健診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付に関する事務 ⑩こども家庭センターに関する事務 ⑪子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務
③システムの名称	母子健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル、妊婦のため支援給付事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、95の2、96、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部健康増進課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-53-0304
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部健康増進課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-53-0304

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守しているため。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 内藤賢治	健康増進課長 齊藤正憲	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 齊藤正憲	健康増進課長	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):26.56の2.87の項 (別表第二における情報照会の根拠):70の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19.30.44条 (情報照会の根拠):第39条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):26.56の2.87の項 (別表第二における情報照会の根拠):69の2.70の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19.30.44条 (情報照会の根拠):第39条	事後	
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和8年2月27日	I-1-②事務の概要	・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①世帯情報の確認 ②事業対象であることの確認又は通知 ③事業利用申込の受理 ④事業提供の際に必要な個人情報の確認 ⑤事後指導や結果(記録)の保存及び管理	・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付又はこども家庭センターに関する事務。  ・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①世帯情報の確認 ②事業対象であることの確認又は通知 ③事業利用申込の受理 ④事業提供の際に必要な個人情報の確認 ⑤事後指導や結果(記録)の保存及び管理	事後	
令和8年2月27日	I-2特定個人情報ファイル名	母子保健事業ファイル	母子保健事業ファイル、妊婦のため支援給付事業ファイル	事後	
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和8年5月13日	I-1-②事務の概要	・母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付又はこども家庭センターに関する事務。  ・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①世帯情報の確認 ②事業対象であることの確認又は通知 ③事業利用申込の受理 ④事業提供の際に必要な個人情報の確認 ⑤事後指導や結果(記録)の保存及び管理	母子保健法の規定に基づく母子保健事業、母子健診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付に関する事務 ⑩こども家庭センターに関する事務 ⑪子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務	事後	
令和8年5月13日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表第70の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月13日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 26,56の 2.62の2.69の2.87の項 (別表第二における情報照会の根拠): 69の 2.70の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第19条.30条.第38条の3.第 44条 (情報照会の根拠): 第38条の3.第39条</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42、48、71、80、95、112、125、161の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95、95の2、96の項</p>	事後	
令和8年5月19日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第70の項	番号法第9条第1項 別表70、127の項	事後	
令和8年5月19日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42、48、71、80、95、112、125、161の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95、95の2、96の項</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95、95の2、96、155の項</p>	事後	